

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市森林公園条例（平成3年条例第9号）第6条第1項	森林公園の施設の使用又は森林公園の独占使用の許可	林政課

標準処理期間は、1日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。